

< 給食の対応 >

- 午前6時の時点で警報が発表されている場合は、給食を中止する。
- 午前6時～8時に警報が発表された場合も、給食を中止する。
- 午前8時以降（児童生徒登校後）に警報が発表された場合は、給食を実施する。
- ※ 状況に応じて、給食センターや学校給食課などと協議し、決定する。



午前6時

- 「三豊市」に警報が発表されている場合は、以下の対応とする。
また、午前6時以降、新たに警報が発表された場合も、同様の対応とする。

< 全町共通対応の警報 >

「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」「Jアラート」のうち、1つでも発表された場合は【自宅待機】

< 町により対応が異なる警報 >

「波浪」「高潮」のうち、いずれかが単独で発表された場合は

- ◆ 山本町・豊中町・高瀬町・財田町 ⇒ 【登校】
- ◆ 詫間町・仁尾町 ⇒ 【自宅待機】
- ◆ 三野町 ⇒ 「波浪」は【登校】 「高潮」は【自宅待機】

- 発表されていた警報が解除された場合は、通常どおり【登校】する。

午前7時

- 警報が発表されている場合は、【臨時休業】とする。
- 午前6時に出ていた警報が、午前7時まで解除された場合は、午前8時半をめぐり安全に気をつけて【登校】する。午前中授業を実施し、給食を食べずに下校する。

午前7時以降

- 登校中に警報が発表された場合も【臨時休業】とするため、学校到着後に家庭と連絡を取り、迎えが来るまで学校で待機するなどの対応を取る。
- 登校後に警報が発表された場合は、【給食を食べずに下校する】か【給食を食べて学校で待機する】かなどは、その状況に応じて校長が判断する。

※ 上記マニュアルに従って対応することを原則とするが、急な警報発表のために判断が難しい場合や、場所によって明らかに状況が異なる場合などについては、同一町内の小・中学校の校長が連絡を取り合って相談し、できるかぎり同じ対応を取る。

※ 「午前7時」時点の対応及び上記マニュアルと対応が異なる場合は、学校からメールで保護者に連絡する。ただし、「午前6時」は、テレビなどの情報を基に各家庭で判断する。

※ 「大雪注意報」の発表や地震発生など警報が発表されていない場合でも、登校に不安がある児童生徒に対しては、家庭と連絡を取り合い柔軟に対応する。（「欠席」にはしない）

※ 幼稚園の登園についても、上記「小・中学校の対応マニュアル」に準ずる。